盛岡地区かわまちづくり懇談会 規約

第 1 条（趣旨）

この規約は、「盛岡地区かわまちづくり懇談会」（以下、「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第 2 条（目的）

本懇談会は、盛岡中心部を流れる北上川、中津川の観光資源としての活用、沿川におけるまちづくりと連携した良好な水辺空間を形成することで、賑わいの創出、観光の推進、地域活性化を図ることを目的に行われる「かわまちづくり」の各種取り組みに対する意見交換を行うものとする。

第 3 条（所掌事項）

懇談会は、前条の目的を達成するため、次の事項について意見交換を行うものとする。

1 かわまちづくり計画に関する事項
2 水辺空間の利活用に関する事項
3 持続的な管理手法に関する事項
4 その他前条の目的に資する事項

第 4 条（構成）

懇談会は、関係する地域の商工観光関係者、河川利用関係者、市民活動関係者、学識経験者、行政機関で構成する。

懇談会委員は、別紙―1 のとおりとする。

なお、委員の構成については、懇談会の議により、これを追加・変更することができる。

第 5 条（座長）

懇談会には座長を置くものとし、懇談会委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇談会の運営と進行を総括する。

第 6 条（オブザーバー）

懇談会にオブザーバー若干名を置くことができる。

2 オブザーバーは懇談会で意見を述べることができる。

第 7 条（懇談会）

懇談会は座長が招集する。

2 懇談会委員の任期は原則として3年として、再任を妨げない。

第 8 条（事務局）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、事務局が起案し、座長が懇談会に諮って定める。

2 事務局は盛岡市交流推進部観光課、都市整備部公園みどり課、及び東北地方整備局岩手河川国道事務所工務第一課におくものとする。

第 9 条（その他）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、事務局が起案し、座長が懇談会に諮って定める。

附則 1. この規約は、平成 21 年 8 月 7 日より施行する。

別紙－１
令和８年2月現在

盛岡地区かわまちづくり懇談会委員名簿

	伊藤　歩	（岩手大学　理工学部　教授）
	小笠原　敏記	（岩手大学　理工学部　教授）
	木下　光子	（盛岡商工会議所　女性会　会長）
	金野　万里	（NPO 法人　いわて景観まちづくりセンター　理事）
座長	倉原　宗孝	（岩手県立大学　総合政策学部　教授）
	寺井　良夫	（一般社団法人　SAVE　IWATE　理事長）
	晴山　敬俊	（盛岡青年会議所　専務理事）
	平賀　高弘	（盛岡商工会議所　産業振興部長代理）

（五十音順）

	長田　仁	（国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所長）
	坂本　淳	（盛岡市交流推進部長）
	滝村　敏道	（盛岡市都市整備部長）

オブザーバー

	阿部　忠	（岩手県県土整備部　都市計画課　景観まちづくり課長）